

独立行政法人大阪産業技術研究所業務方法書（案）

平成 28 年 1 2 月

産技研規程区分 : 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所業務方法書

市工研規程区分 : 地方独立行政法人大阪市立工業研究所業務方法書

大阪産業技術研究所	産技研	市工研
<p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（仮）の規定に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果</p>	<p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果</p>	<p>第 1 章 総則 (目的)</p> <p>第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果</p>

<p>的な運営に努める。</p> <p>第2章 産業技術に関する試験、研究、相談 その他の支援 (試験に関する業務)</p> <p>第3条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて、産業技術に関する試験（以下「依頼試験」という。）を実施する。</p> <p>2 法人は、依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収する。 (研究に関する業務)</p> <p>第4条 法人は、産業技術に関する研究を実施する。</p> <p>2 法人は、法人以外の者からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。</p> <p>3 法人は、法人以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）を実施することができる。</p> <p>4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結する。</p> <p>5 前項の契約においては、次の事項について定める。</p>	<p>的な運営に努める。</p> <p>第2章 産業技術に係る試験、研究、普及、相談その他支援 (試験に関する業務)</p> <p>第3条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて、産業技術に係る試験（以下「依頼試験」という。）を実施する。</p> <p>2 法人は、依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収する。 (研究に関する業務)</p> <p>第4条 法人は、産業技術に係る研究を実施する。</p> <p>2 法人は、外部機関からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。</p> <p>3 法人は、他の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）を実施することができる。</p> <p>4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結する。</p> <p>5 前項の契約においては、次の事項について定める。</p>	<p>的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 工業に関する研究、調査、普及その他の事項に係る業務 (研究及び調査に係る業務)</p> <p>第3条 法人は、工業に関する研究及び調査を実施する。</p> <p>2 法人は、法人以外の者から資金の提供を受けて研究又は調査を実施することができる。</p> <p>3 法人は、法人以外の者と共同して行う研究又は調査（以下「共同研究」という。）を実施することができる。</p> <p>4 法人は、共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に共同研究に関する契約を締結するものとする。 (普及その他の事項に係る業務)</p> <p>第4条 法人は、研究の成果について、学会、論文誌等での発表、講演会・セミナー等の開催、刊行物の発行その他適当と認める方法により、普及に努めるものとする。</p> <p>2 法人は、研究の成果について、特許の出願を推進するとともに、その活用に努める</p>
--	---	--

<p>(1) 研究題目 (2) 研究目的及び研究内容 (3) 実施期間 (4) 業務及び経費の分担 (5) 知的財産権の取扱い (6) その他必要な事項 (研究の受託)</p> <p>第5条 法人は、研究の実施を受託することができる。</p> <p>2 法人は、理事長が別に定める金額を超えて、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結する。</p> <p>3 前項の契約においては、次の事項について定める。</p> <p>(1) 研究題目 (2) 研究目的及び研究内容 (3) 実施期間 (4) 受託料 (5) 知的財産権の取扱い (6) その他必要な事項</p> <p>4 法人は、研究を受託するときは、適正な対価を徴収する。 (相談に関する業務)</p>	<p>(1) 研究題目 (2) 研究目的及び研究内容 (3) 実施期間 (4) 業務及び経費の分担 (5) 知的財産権の取扱い (6) その他必要な事項 (研究等の受託)</p> <p>第5条 法人は、研究の実施を受託することができる。</p> <p>2 法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結する。</p> <p>3 前項の契約においては、次の事項について定める。</p> <p>(1) 研究題目 (2) 研究目的及び研究内容 (3) 実施期間 (4) 受託料 (5) 知的財産権の取扱い (6) その他必要な事項</p> <p>4 法人は、研究を受託するときは、適正な対価を徴収する。 (普及、相談及びその他支援に関する業務)</p> <p>第6条 法人は、産業技術に係る普及、相談</p>	<p>ものとする。</p> <p>3 法人は、法人以外の者との情報交換、ネットワーク構築等に資するため、研究会を設置することができる。</p> <p>4 法人は、研究の成果について、その普及及び活用に係る業務を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。</p> <p>第3章 工業技術に関する試験、研究調査、支援その他の依頼に基づく業務 (試験、研究、調査等の依頼に基づく業務)</p> <p>第5条 法人は、工業技術に関し、法人以外の者からの依頼に応じて試験、分析又は測定（以下「依頼試験」という。）、研究（以下「受託研究」という。）、調査（以下「依頼調査」という。）、企画、設計、試作及びこれらに類する業務を実施することができる。</p> <p>2 法人は、依頼試験、受託研究、依頼調査、企画、設計、試作及びこれらに類する業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。</p> <p>3 法人は、受託研究における発明について、</p>
---	--	---

<p>第6条 法人は、産業技術に関する相談を実施する。</p> <p>2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施する。</p> <p>3 法人は、相談を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。</p> <p>(その他の支援に関する業務)</p> <p>第7条 法人は、産業技術に関するその他の支援(以下「支援等」という。)を実施する。</p> <p>2 法人は、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施する。</p> <p>3 法人は、支援等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。</p> <p>4 法人は、支援等を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。</p> <p>第3章 成果の普及及び実用化の促進 (成果の普及及び実用化の促進に関する業務)</p> <p>第8条 法人は、第3条から前条までに定め</p>	<p>及びその他支援(以下「普及、相談等」という。)を実施する。</p> <p>2 法人は、得られた研究成果等を、研究発表会、講習会等の開催や学会等での発表、その他効果的な方法により、普及、支援等に活用する。</p> <p>3 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施する。</p> <p>4 法人は、普及、相談等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。</p> <p>5 法人は、普及、相談等を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。</p>	<p>特許の出願を推進するとともに、その実施及び活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(支援その他の依頼に基づく業務)</p> <p>第6条 法人は、工業技術に関し、法人以外の者からの依頼に応じて、相談(以下「技術相談」という。)、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施することができる。</p> <p>2 法人は、技術相談を除き、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。</p>
--	--	--

<p>る業務に係る成果の普及及び実用化（以下「普及等」という。）を促進する。</p> <p>2 法人は、得られた研究成果に基づき取得した知的財産権について、保全及び活用を促進する。</p> <p>3 法人は、普及等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。</p> <p>第4章 施設及び設備の提供 （施設及び設備の提供に関する業務）</p> <p>第9条 法人は、法人以外の者の申し出に応じて施設及び設備を利用させることができる。</p> <p>2 法人は、施設及び設備を利用させる場合には、適正な対価を徴収する。</p> <p>第5章 産業技術に関する情報の収集及び提</p>	<p>第3章 試験機器等の設備及び施設の提供 （試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務）</p> <p>第7条 法人は、法人以外の者の申し込みに応じて試験機器等の設備及び施設を利用させることができる。</p> <p>2 法人は、試験機器等の設備及び施設を利用させる場合には、適正な対価を徴収する。</p>	<p>第4章 工業技術に関する研究又は産業の振興に関しての施設及び設備の提供 （施設及び設備の提供）</p> <p>第7条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて施設及び設備を使用させることができる。</p> <p>2 法人は、施設及び設備を使用させる場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。</p> <p>3 法人は、法人の業務に支障がない限り、別に定めるところにより、法人以外の者に所有図書を閲覧させることができる。</p>
---	--	--

<p>供 (情報の収集及び提供に関する業務)</p> <p>第10条 法人は、産業技術に関する情報の収集及び提供(以下「情報の収集等」という。)を行う。</p> <p>2 法人は、情報の収集等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。</p> <p>第6章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第11条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施する。</p> <p>第7章 業務の委託 (業務委託の基準)</p> <p>第12条 法人は、その業務の一部を委託することが効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、当該業務の一部を法人以外の者に委託することができる。 (委託契約)</p>	<p>第4章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第8条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第3条から第7条までに定める業務に附帯する業務を実施する。</p> <p>第5章 業務の委託 (業務委託の基準)</p> <p>第9条 法人は、その業務の一部を委託することが効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。 (委託契約)</p> <p>第10条 法人は、前条の規定により業務を</p>	<p>第5章 附帯業務 (附帯業務)</p> <p>第8条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに施設及び設備の維持管理、安全管理等の業務を実施する。</p> <p>第6章 業務委託の基準 (業務委託の基準)</p> <p>第9条 法人は、その業務の一部を委託して実施することが効率的かつ効果的であると認めるときは、当該業務の一部について法人以外の者に委託することができる。 (委託契約)</p> <p>第10条 法人は、前条の規定により法人以</p>
---	--	--

<p>第13条 法人は、前条の規定により業務を法人以外の者に委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。</p> <p>2 前項の契約においては、次の事項について定める。</p> <p>(1) 委託業務名称</p> <p>(2) 委託業務の目的及びその内容</p> <p>(3) 実施期間</p> <p>(4) 委託料</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (契約の方法)</p> <p>第14条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。</p> <p>第9章 雑則</p>	<p>委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。</p> <p>2 前項の契約においては、次の事項について定める。</p> <p>(1) 委託業務名称</p> <p>(2) 委託業務の目的及びその内容</p> <p>(3) 実施期間</p> <p>(4) 委託料</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>第6章 契約の方法 (契約の方法)</p> <p>第11条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的から競争入札にそぐわない場合には、理事長が別に定める契約の方法により締結することができる。</p> <p>第7章 雑則 (その他の業務の方法)</p>	<p>外の者に業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。</p> <p>2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 委託業務の目的及び内容</p> <p>(2) 実施期間</p> <p>(3) 委託料</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>第7章 競争入札その他契約に関する基本事項 (契約の方法)</p> <p>第11条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によることができるものとする。</p> <p>第8章 その他 (その他の業務の方法)</p>
---	--	---

<p>(その他の業務の方法)</p> <p>第15条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、大阪府知事の認可のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	<p>第12条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、大阪府知事の認可のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>第12条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、大阪市長の認可の日から施行する。</p>
---	--	---